

2018年フォローアップ研修会

# 資料 1

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての  
生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準

制	定	平成17年11月25日農林水産省告示第1830号
改	正	平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
改	正	平成24年 4月27日農林水産省告示第1178号
改	正	平成27年12月 3日農林水産省告示第2598号
	最終改正	平成28年 6月 1日農林水産省告示第1256号

## 一 生産及び保管に係る施設

### 1 生産に係る施設

- (1) ほ場、栽培場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場の項、栽培場の項又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、ほ場の項基準の欄1の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。
- (2) 育苗を行う場所が、有機農産物規格第4条の表ほ場の項又は育苗管理の項の基準に適合していること。

### 2 保管に係る施設

有機農産物規格第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

## 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

### 1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

### 2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。）又は種菌の入手に関する事項
- (2) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項
- (3) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- (4) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- (5) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。

### 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

## 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

### 1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であつて、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

#### 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていること。

### 四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
  - (1) 生産行程についての検査に関する事項
  - (2) 格付の表示に関する事項
  - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
  - (4) 出荷後に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
  - (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
  - (6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- 3 名称の表示が、有機農産物にあつては有機農産物規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

### 五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者  
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者  
格付担当者が複数置かれている場合にあつては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

### 六 認定生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場又は採取場に、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は同法第19条の3の規定による認定を受けた外国生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあつては、一の1の(1)の規定の適用に当たっては、当該

使用禁止資材を使用していないものとみなす。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1256号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の(6)及び四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準

制	定	平成17年11月25日農林水産省告示第1831号
改	正	平成18年2月22日農林水産省告示第186号
改	正	平成24年4月27日農林水産省告示第1179号
改	正	平成28年2月24日農林水産省告示第491号
改	正	平成28年6月1日農林水産省告示第1257号
改	正	平成29年3月27日農林水産省告示第447号

## 一 生産及び保管に係る施設

製造、加工、包装、保管その他の工程に係る施設が、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。以下同じ。）にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

## 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。
  - 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
  - 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
  - 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
  - 原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項
  - 外国（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。）
  - 原材料及び添加物の配合割合に関する事項
  - 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項
  - 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項
  - 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
  - 苦情処理に関する事項
  - 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
  - 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。
- 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

## 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

- 生産行程管理担当者  
生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
  - 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工

に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

## 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

## 四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
  - (1) 生産行程についての検査に関する事項
  - (2) 格付の表示に関する事項
  - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
  - (4) 出荷後に有機加工食品又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
  - (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
  - (6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- 3 有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

## 五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者  
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機加工食品又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者  
格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。

附 則（平成28年6月1日農林水産省告示第1257号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の(5)及び四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1

年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機加工食品若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第447号）抄  
平成29年4月26日から施行する。

## 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国 小分け業者の認定の技術的基準

制 定	平成17年11月25日農林水産省告示第1833号
改 正	平成18年2月22日農林水産省告示第186号
改 正	平成24年4月27日農林水産省告示第1181号
改 正	平成27年12月3日農林水産省告示第2599号
最終改正	平成28年6月1日農林水産省告示第1259号

### 一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

#### 1 小分けのための施設

小分けのための施設が、有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機飼料にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準に従い小分けを行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

#### 2 格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設であること。

### 二 小分けの実施方法

#### 1 三の2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 小分けに関する計画の立案及び推進
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

#### 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（以下「有機食品等」という。）の受入れ及び保管に関する事項
- (2) 小分け前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
- (3) 小分けの方法に関する事項
- (4) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項
- (5) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (6) 苦情処理に関する事項
- (7) 小分けの実施状況についての認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行うこと。

#### 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

### 三 小分けを担当する者の資格及び人数

#### 1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下「小分け担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

#### 2 小分け責任者

- (1) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了していること。
- (2) 小分け担当者が複数置かれている場合にあつては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていること。

#### 四 格付の表示を付する組織及び実施方法

- 1 格付の表示を付する組織  
格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
- 2 格付の表示の実施方法
  - (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
    - ア 格付の表示に関する事項
    - イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
    - ウ 出荷後に有機農産物、有機加工食品、有機飼料又は有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
    - エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
    - オ 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
  - (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
  - (3) 有機農産物にあつては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で、有機畜産物にあつては名称の表示が有機畜産物の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

#### 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1259号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第19条の4の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準の二の2の(5)及び四の2の(1)のウの規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物、有機加工食品、有機飼料若しくは有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付表示規程を整備しないことができる。

# 2016年6月の認定の技術的基準の改正に伴う規程の改訂ポイント

## -有機農産物の生産行程管理者- 【内部規程】の作成ポイント（抜粋版）

有機農産物の生産行程管理者の認定申請者は、以下の項目について、内部規程に定めることが必要です。内部規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

### 11. 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

有機農産物の生産に係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式（書式）。

例：生産管理記録、育苗管理記録、使用種苗リスト、機械使用状況報告書、清掃記録、収穫記録、在庫記録等。

- ・ 保存すべき根拠書類。

例：種苗の購入伝票、種苗に係る証明書、自家採種の記録、資材証明書、資材購入伝票、作業メモ等。

- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間。

(1) 消費するまでの期間が1年以上の農産物については、出荷の日から3年間（米、大豆などの穀物がこれに該当）。

(2) 消費するまでの期間が1年未満の農産物については、出荷の日から1年間（野菜、果物等一般的な農産物がこれに該当）。

【関連法規】 認定の技術的基準（農産）二の二の（6）、認定合意書第16条、JAS法施行規則第46条一の二の（11）

## -有機農産物の生産行程管理者- 【格付規程】の作成ポイント（抜粋版）

有機農産物の生産行程管理者の認定申請しようとする者は、以下の項目について、格付規程に定めることが必要です。格付規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

### 4. 出荷後に有機農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

出荷後に不適合と判明した有機農産物について、どのように対応するかを具体的に定める。

- ・ 不適合品の特定（該当する農産物、取引先、数量等）の手順。
- ・ 取引先等への通知（有機農産物でなくなった旨、有機JASマークの除去、在庫がある場合は有機農産物として扱わない旨の要求、取引先等での対応についての報告）
- ・ 出荷後の不適合品に対する取扱い（回収や処分）とその記録方法
- ・ 認定機関への通知。

【関連法規】 認定の技術的基準（農産）四の1の（4）、JAS法第19条の12

### 5. 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

有機農産物の格付に係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等を定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式（書式）。例：格付検査記録、有機JASマーク使用記録、出荷記録等。
- ・ 保存すべき根拠書類。例：有機JASマーク購入伝票、出荷伝票等。
- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間

(1) 消費するまでの期間が1年以上の農産物については、出荷の日から3年間（米、大豆などの穀物がこれに該当）。

<p>(2) 消費するまでの期間が1年未満の農産物については、出荷の日から1年間（野菜、果物等一般的な農産物がこれに該当）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定機関への報告事項について、取りまとめの手順及び認定機関への報告時期（毎年6月末まで） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 毎年度の格付実績</li> <li>(2) 認定に係るほ場の面積</li> </ul> </li> </ul>
<p>(備考) 取りまとめの手順については、グループ内で、格付実績及び認定に係るほ場の面積を、いつ、どのような方法で責任者に報告するか等を定めてください。</p>
<p>【関連法規】 認定の技術的基準（農産）四の1の(5)、認定合意書第7条、8条、9条及び16条、JAS法施行規則第46条一の二の(10)及び(11)</p>

#### -有機加工食品の生産行程管理者- 【内部規程】の作成ポイント（抜粋版）

有機加工食品の生産行程管理者の認定申請しようとする者は、以下の項目について、内部規程に定めることが必要です。内部規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

<p><b>8. 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</b></p>
<p>(作成ポイント、定めるべき内容等)</p> <p>有機加工食品の生産に係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について、具体的に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成すべき記録とその様式（書式）。</li> <li>保存すべき根拠書類。</li> <li>作成した記録及び根拠書類の保存期間（製造・加工する品目の賞味期限等を考慮）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費期限又は賞味期限が1年以上の有機加工食品については、当該有機加工食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から3年間）</li> <li>(2) 消費期限又は賞味期限が1年未満の有機加工食品については、格付の日から1年間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から1年間）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>(備考) 仕入先等から、認定証等のコピーを入手している場合は、それも根拠書類として保存する。</p>
<p>【関連法規】 認定の技術的基準(加工)二の2の(5)、認定合意書第16条、JAS法施行規則第46条一の二の(11)</p>

#### -有機加工食品の生産行程管理者- 【格付規程】の作成ポイント（抜粋版）

有機加工食品の生産行程管理者の申請しようとする者は、以下の項目について、格付規程に定めることが必要です。格付規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

<p><b>4. 出荷後に有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</b></p>
<p>(作成ポイント、定めるべき内容等)</p> <p>出荷後に不適合と判明した有機加工食品について、どのように対応するかを具体的に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適合品の特定（該当する加工食品、取引先、数量等）の手順。</li> <li>取引先等への通知（有機加工食品でなくなった旨、有機JASマークの除去、在庫がある場合は有機加工食品として扱わない旨の要求、取引先等での対応についての報告）</li> <li>出荷後の不適合品に対する取扱い（回収や処分）とその記録方法</li> <li>認定機関への通知。</li> </ul>
<p>【関連法規】 認定の技術的基準(加工)四の1の(4)、JAS法第19条の12</p>

## 5. 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

有機加工食品の格付に係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について、具体的に定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式（書式）。
- ・ 保存すべき根拠書類。
- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間。
  - (1) 消費期限又は賞味期限が1年以上の有機加工食品については、当該有機加工食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から3年間）
  - (2) 消費期限又は賞味期限が1年未満の有機加工食品については、格付の日から1年間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から1年間）。
- ・ 毎年度の格付実績についての取りまとめ及び認定機関への報告時期（毎年6月末まで）。

【関連法規】 認定の技術的基準(加工)四の1の(5)、認定合意書第7条、8条、9条及び16条、  
JAS 法施行規則第46条一の二の(10)及び(11)

## -有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者- 【内部規程】の作成ポイント（抜粋版）

有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者の認定申請しようとする者は、以下の項目について、内部規程に定めることが必要です。内部規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

## 7. 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

(作成ポイント、定めるべき内容等)

有機食品（有機農産物・有機加工食品）の受入れから小分けに係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について、具体的に定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式（書式）。例：受入記録、保管記録、在庫記録、小分け作業記録、清掃記録等。
- ・ 保存すべき根拠書類。例：受入時の納品伝票、作業メモ、小分け指示書等。
- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間（賞味期限等を考慮）。

### 【有機加工食品】

- (1) 消費期限又は賞味期限が1年以上の有機加工食品については、当該有機加工食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から3年間）
- (2) 消費期限又は賞味期限が1年未満の有機加工食品については、格付の日から1年間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から1年間）。

### 【有機農産物】

- (1) 消費するまでの期間が1年以上の農産物については、出荷の日から3年間（米、大豆などの穀物がこれに該当）。
- (2) 消費するまでの期間が1年未満の農産物については、出荷の日から1年間（野菜、果物等一般的な農産物がこれに該当）。

(備考) 仕入先等から、認定証等のコピーを入手している場合は、それも根拠書類として保存する。

【関連法規】 認定の技術的基準（小分）二の二の（5）、認定合意書第16条、JAS 法施行規則第46条一の二の(11)

## -有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者- 【格付表示規程】の作成ポイント（抜粋版）

有機食品（有機農産物/有機加工食品）の小分け業者の認定申請しようとする者は、以下の項目について、格付表示規程に定めることが必要です。格付表示規程には、事業者名と作成日（改訂した場合は改訂日）を明記してください。

### 3. 出荷後に有機農産物、有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

出荷後に不適合と判明した有機食品（有機農産物・有機加工食品）について、どのように対応するかを具体的に定める。

- ・ 不適合品の特定（該当する食品、取引先、数量等）の手順。
- ・ 取引先等への通知（有機食品でなくなった旨、有機 JAS マークの除去、在庫がある場合は有機食品として扱わない旨の要求、取引先等での対応についての報告）
- ・ 出荷後の不適合品に対する取扱い（回収や処分）とその記録方法
- ・ 認定機関への通知。

【関連法規】 認定の技術的基準（小分）四の2の（1）のウ、JAS 法第 19 条の 12

### 4. 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

有機食品（有機農産物・有機加工食品）の格付表示に係る記録の作成とその記録とその根拠書類の保存等について、具体的に定める。

- ・ 作成すべき記録とその様式（書式）。例：格付表示確認表、有機 JAS マーク使用記録、出荷記録等。
- ・ 保存すべき根拠書類。例：売上伝票、有機 JAS マークの納品書等。
- ・ 作成した記録及び根拠書類の保存期間（賞味期限等を考慮）。

#### 【有機加工食品】

- (1) 消費期限又は賞味期限が 1 年以上の有機加工食品については、当該有機加工食品の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 3 年間）
- (2) 消費期限又は賞味期限が 1 年未満の有機加工食品については、格付の日から 1 年間（当該有機加工食品に消費期限又は賞味期限がない場合は、出荷の日から 1 年間）。

#### 【有機農産物】

- (1) 消費するまでの期間が 1 年以上の農産物については、出荷の日から 3 年間（米、大豆などの穀物がこれに該当）。
  - (2) 消費するまでの期間が 1 年未満の農産物については、出荷の日から 1 年間（野菜、果物等一般的な農産物がこれに該当）。
- ・ 毎年度の格付実績についての取りまとめ及び認定機関への報告時期（毎年 6 月末まで）。

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（抜粋）

制 定 昭和54年 8月18日農林水産省告示第1182号

最終改正 平成28年 6月 1日農林水産省告示第1270号

（適用の範囲）

第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。

（表示の様式）

第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式6のとおりとする。

（表示の方法）

第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

最終改正の改正文・附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1270号）抄  
平成28年9月1日から施行する。

附 則

この告示の施行の際現に有機認定事業者（農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第43号）附則第4条第1項に規定する有機認定事業者をいう。以下同じ。）であるものは、当該有機認定事業者に係る公表日（同条第2項に規定する公表日をいう。）から起算して2年を経過する日までの間に行う有機農産物又は有機畜産物の格付に係る格付の表示については、この告示による改正後の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法別記様式4による格付の表示にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表1（第1条、第2条関係）

別表2（第1条、第2条関係）

別表3（第1条、第2条関係）

別表4（第1条、第2条関係）

- 1 有機農産物
- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表5（第1条、第2条関係）

別表6（第1条、第2条関係）

別記様式1（第2条関係）



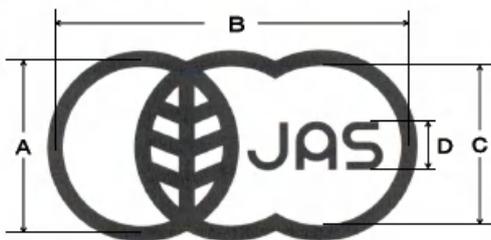
別記様式2



別記様式3（第2条関係）



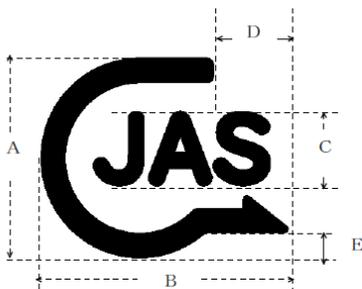
別記様式4（第2条関係）



認定機関名  
認定番号

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの $3/10$ とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認定番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

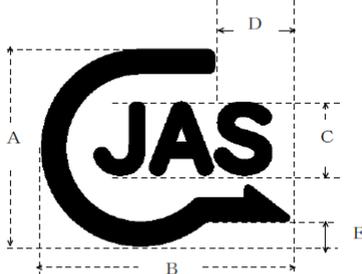
別記様式5（第2条関係）



認定機関名

別記様式6（第2条関係）

定温管理流通



認定機関名

有機農産物の日本農林規格

制 定 平成12年 1月20日農林水産省告示第 59号  
 一部改正 平成15年11月18日農林水産省告示第1884号  
 全部改正 平成17年10月27日農林水産省告示第1605号  
 一部改正 平成18年10月27日農林水産省告示第1463号  
 一部改正 平成21年 8月27日農林水産省告示第1180号  
 一部改正 平成24年 3月28日農林水産省告示第 833号  
 一部改正 平成27年12月 3日農林水産省告示第2597号  
 一部改正 平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号  
 最終改正 平成29年 3月27日農林水産省告示第 443号

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのご類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用 語	定 義
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌、植物又はきのご類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
栽培場	きのご類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設（ほ場を除く。以下同じ。）をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓さ

	<p>れたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前1年以上)の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>2 転換期間中のほ場(1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であつて、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。)については、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p>
栽 培 場	<p>1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。</p> <p>2 土壌において栽培されるきのこ類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</p>
採 取 場	<p>周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>
ほ場に使用する種子又は苗等	<p>1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は苗等(苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部(種子を除く。))で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、は種又は植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。)が使用されていないものを使用することができる(は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。)</p> <p>3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。)が使用されていない苗等を使用することができる。</p> <p>(1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合</p> <p>(2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合</p> <p>4 1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。</p>
種 菌	<p>1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項1、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、</p>

	<p>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。</p> <p>2 この表栽培場における栽培管理の項 1 (1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</p> <p>3 2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</p> <p>4 2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表 3 の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</p> <p>5 1 から 4 までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p>
<p>スプラウト類の栽培施設に使用する種子</p>	<p>1 この表ほ場を使用する種子又は苗等の項 1 に規定する種子であること。</p> <p>2 1 に掲げる種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</p> <p>3 1 に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。</p>
<p>ほ場における肥培管理</p>	<p>当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表 1 の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。</p>
<p>栽培場における栽培管理</p>	<p>1 きのご類にあつては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表 1 の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2) に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表 1 の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</p> <p>(1) 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去 3 年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。</p> <p>(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるもの由来するものに限ること。</p> <p>ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。）</p> <p>イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林</p>

	<p>水産省告示第1606号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。)</p> <p>ウ 飼料(有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1607号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。)</p> <p>エ 有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家さんの排せつ物に由来するもの</p> <p>2 スプラウト類にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産及び管理を行うこと。</p> <p>(1) 生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限ること。</p> <p>ア 水</p> <p>イ 培地(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。))であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。)</p> <p>(2) 人工照明を用いないこと。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行うこと。</p>
ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	<p>耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。))若しくはプラスチックマルチ(使用後に取り除くものに限る。))を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。)、生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。))又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。))に限り使用することができる。</p>
一般管理	<p>土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施さないこと。</p>
育苗管理	<p>育苗を行う場合(ほ場において育苗を行う場合を除く。))にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</p> <p>1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌</p> <p>2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資</p>

	材が使用されていない土壌
	3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	<p>1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場に使用する種子又は苗等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。</p> <p><b>3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。</b></p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p><b>4 放射線照射を行わないこと。</b></p> <p><b>5 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</b></p>

（有機農産物の表示）

第5条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

（注1）(1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産物の名称の表示を別途行うこと。

（注2）「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。

3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。

油 か す 類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したものと及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉碎したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

	と。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表2 農薬

農薬	基準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	

脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の葉害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

別表3 種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

別表4 薬剤

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エ タ ノ ー ル	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フ ェ ロ モ ン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カ プ サ イ シ ン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

（注）薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基 準
二 酸 化 炭 素	
窒 素	
エ タ ノ ー ル	
活 性 炭	
ケ イ ソ ウ 土	
ク エ ン 酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵 素	
卵白アルブミン	
植 物 油 脂	
樹皮成分の調製品	
エ チ レ ン	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウムカリウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
オ ゾ ン	
コ ー ン コ ブ	
次 亜 塩 素 酸 水	食塩水を電気分解したものであること。
食 塩	
食 酢	
炭酸水素ナトリウム	
ミ ツ ロ ウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。

附 則（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機農産物の格付については、この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格の規定の例によることができる。
- 3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項基準の欄2中「過去3年以上の間、周辺」とあるのは、「周辺」と読み替えて適用する。
- 4 第4条の表ほ場に使用する種子又は苗等の項の規定にかかわらず、ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにゃくいもの生産において同項の基準に適合する苗等の入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）を使用することができる。

附 則（平成18年10月27日農林水産省告示第1463号） 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄1に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。

附 則（平成21年8月27日農林水産省告示第1180号） 抄

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

附 則（平成24年3月28日農林水産省告示第833号）

- 1 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機農産物の日本農林規格により格付の表示が付された有機農産物については、なお従前の例による。
- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、当分の間、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

附 則（平成29年3月27日農林水産省告示第443号）

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、油かす類については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、この資材に該当する資材以外のものを使用することができる。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第443号）抄  
平成29年4月26日から施行する。

有機加工食品の日本農林規格

全部改正 平成17年10月27日農林水産省告示第1606号  
 一部改正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号  
 一部改正 平成18年10月27日農林水産省告示第1464号  
 一部改正 平成24年 3月28日農林水産省告示第 834号  
 一部改正 平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号  
 一部改正 平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号  
**最終改正 平成29年 3月27日農林水産省告示第 444号**

(目的)

第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機加工食品の生産の原則)

第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <b>1 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</b> <b>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</b>
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場の項基準の欄2に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。
------------	---

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	次に掲げるもの限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2）に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 食塩 6 水 7 別表1の添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
原材料及び添加物の使用割合	原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 4 3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に

	<p>掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。</p> <p>5 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>6 この表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から5までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>
--	--

（有機加工食品の表示）

第5条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名 称 の 表 示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>（注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載すること。</p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。</p>
原 材 料 名 の 表 示	<p>1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。</p> <p>2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。</p>

別表1 添加物

INS 番号	添 加 物	基 準
330	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
331 <sup>iii</sup>	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
296	D L-リンゴ酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
270	乳 酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。

300	L-アスコルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
301	L-アスコルビン酸ナトリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
	タンニン(抽出物)	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
513	硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。
500i	炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
500ii	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品、 <b>果実の加工品</b> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
501i	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170i	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの(着色料としての使用は除く。)又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
503i	炭酸アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
503ii	炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
504i	炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
508	塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
509	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
511	塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
524	水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
525	水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
526	水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
334	L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
335ii	L-酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
336i	L-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
341i	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。

516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
400	アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
401	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品に使用するものに限ること。
410	カロブبینガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
412	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
413	トラガントガム	
414	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサントガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
	カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品に使用するものに限ること。
	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
322	レシチン (植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン)	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。
553iii	タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
558	ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
559	カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
551	二酸化ケイ素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
901	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
903	カルナウバロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加

		工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒素	
948	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般飲食物添加物	
	次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
460i	粉末セルロース	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

(注) INS番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第444号）抄  
平成29年4月26日から施行する。

2015年2月6日作成  
 (公財) 自然農法センター認定事務局

## 種苗の取り扱いについて

2012年3月28日に有機農産物の日本農林規格が改正され、慣行苗の使用が厳しくなり、種子繁殖する品種は慣行苗の植え付けが出来なくなっています。

- 現行の日本農林規格の種子又は苗の基準
  - 1) 有機の種子又は苗（有機農産物の農林規格に適合する種子又は苗）  
 ※有機苗については、証明書の入手が必要です。
  - 2) 使用禁止資材が使用されていない種子又は苗  
 ※苗については、証明書の入手が必要です。
  - 3) 慣行の種子又は苗  
 ※種子繁殖の品種の慣行苗は使用不可  
 ※栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢な慣行苗が使用可能

### 【外部から入手する有機苗の使用について】

使用する前に必ず、有機苗の育苗元（生産者）から有機苗を証明する書類（有機苗等証明書）を取得し、有機苗であることを確認する必要があります。有機苗の育苗に使用した用土や資材等、使用したもの全てについて、外部入手したものは、原則、資材証明書等による確認が必要となります。

### 【慣行苗の使用について】

1. 認定ほ場（認定申請含む）で慣行苗を使用できる例外条件
  - 1) 特例救済措置
    - ① 災害や病害虫等で慣行の苗以外に入手困難（育苗を失敗した場合を含む）  
 ※育苗に失敗したことが分かる管理記録が必要です。
    - ② 種子での供給がない。
  - 2) 経過措置
    - ① ナス科、ウリ科の果菜類で種子からの栽培が困難な場合
    - ② こんにゃくいもの生産で種苗の項1および2の苗等の入手が困難な場合
2. 慣行苗を入手する際の確認について
  - 1) 確認すべき項目  
植え付け後にほ場で持続的効果を示す（別表1、2以外）化学的に合成された肥料及び農薬が使われていないこと。
  - 2) 確認方法
    - ① 育苗元（育苗した者）から販売苗の内容証明書を入手し保管する。
    - ② 苗の証明書が入手困難な場合は、農家自身が育苗元から使用された肥料及び農薬が確認できる書面（説明書等）を入手し保管する。
    - ③ 使用された肥料及び農薬が確認できる書面が入手困難な場合は、農家自身で使用された肥料及び農薬を育苗元に口頭で確認し記録（購入苗自己確認表等）を作成し保管する。
    - ④ 育苗元に口頭で確認ができない場合は、使用された肥料及び農薬について、農家自身で以下のような確認を行い、その記録（購入苗自己確認表等）を作成し保管する。不使用の場合も必ず不使用と記録を残す。
      - 被覆肥料が使われていないことを目視で確認する。
      - 苗が保持する用土の量（プラグ苗程度まで）より、ほ場で持続的効果を発揮しないと判断する。
      - 種苗業者は使用した農薬について、原則表示義務があるので、その情報を必ず確認する。

(注意)

2)の①～④の方法のいずれであっても、1)の事項が確認できる内容のものでなければ、その慣行苗を使用することはできません。

## 浄化水田についての考え方

認定ほ場(認定申請含む)は、有機農産物の日本農林規格において「周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないように必要な措置を講じている」ことが求められており、水田に流入する用水に使用禁止資材が混入する恐れがある場合は、浄化水田を設けて、そこを通過させた用水を用いることが必要です。

### ○浄化水田の設置基準

当センターJAS オーガニック認定基準では、「浄化水田の広さは10㎡以上とし、そこに植物を植えたり、使用禁止資材を吸着する資材等を設置埋設するなどして、用水の浄化を促進させる」と定めています。つまり、浄化水田を設置することに加え、ほ場への使用禁止資材の混入防止の処置を図ることが必要です。

#### 1. 浄化水田の設置(使用禁止資材の混入防止処置)が必要な用水

- ① 用水が独立していない、用排水兼用の水路から取水する用水
- ② 上流の慣行水田からの排水が流入している用水
- ③ 生活排水の流入している用水

#### 2. 浄化水田の設置(使用禁止資材の混入防止処置)が不要な用水

- ① 河川・用水路(用排水兼用の水路は除く)から取水した用水
- ② 井戸水
- ③ 沼池から取水した用水

#### 3. 浄化水田を設置しない場合の使用禁止資材の混入防止処置

用排水兼用の水路で、上流の慣行水田から排水している時にほ場に入水しない処置を確実に行うことができる場合は、浄化水田の設置は不要です。

但し、この処置が確実に行われたことを記録し、内部規程にその処置と記録について具体的に定めて下さい。

#### 4. 浄化水田の設置の時期

- ① 浄化水田は、畔シートや内畔等で本田と明確に区切る必要があります。
- ② 畦シート等の設置は、代かきの直後までに行うことが原則です。
- ③ 設置した畦シート等の取り外しは、水路等からの流入がないことを確認してから行うことが原則です。

### (注意)

浄化水田が適切かつ適期に設置されていなかった場合(上記3の処置と記録の作成及び4の①~③が適切に実施されていない場合)は、認定事務局として、ほ場の取下げの要求を含め、適切な措置をとります。

## 別表1 (公財)自然農法国際研究開発センター手数料一覧

(平成30年4月1日より実施)

## &lt;有機農産物の生産行程管理者&gt;

項目	初 回	2回目以降(調査手数料)
申請料(初回のみ)	20,000円(税別)	—
認定手数料 (書類審査料、実地 検査料、判定料、事 務手数料)	① 基本料50,000円(税別) ただし、グループ申請で農家数が2～4軒の場合は25,000円(税別)、5～7軒の場合は35,000円(税別)。 また、実地検査(調査)が1日を越える場合は半日につき17,000円(税別)、1日につき32,000円(税別)を加算する。 ② グループ申請の場合、1農家あたり13,000円(税別)を加算する。 ③ 交通費(実費相当額)	

## &lt;有機農産物、有機加工食品の小分け業者および有機加工食品の生産行程管理者&gt;

項目	初 回	2回目以降(調査手数料)
申請料(初回のみ)	30,000円(税別)	—
認定手数料 (書類審査料、実地 検査料、判定料、事 務手数料)	① 基本料85,000円(税別) ただし、実地検査(調査)が1日を越える場合は半日につき25,000円(税別)、1日につき45,000円(税別)を加算する。 ② 別組織(法人)の委託先がある場合は1軒につき5,000円(税別)を加算することができる。 ③ 交通費(実費相当額)	

\* 既に本センターで認定を受けている事業者であって、施設の移転や法人格の変更、その他、グループの分割、統合、グループからの独立等により新たに認定を受ける必要が生じた場合の新規認定申請については申請料を徴収せず2回目以降の料金を適用する。

\* 臨時調査に係る費用は、2回目以降の料金を適用する。

\* 交通費は、認定事務局または検査員の自宅から目的地までの移動に伴う往復の経費をいい、社会通念上妥当と思われる交通経路で、経済的かつ合理的な順路を優先し、概ね以下の基準により算出する。

① 新幹線乗車は60km以上可・JR特急乗車30分以上可・その他鉄道及びバスは乗車時間に関係なく使用できる。(いずれもグリーン車不可、座席指定可)

② 寝台車は、B寝台とする。

③ 検査員の所有する自動車を使用する場合、自宅最寄駅から目的地の最寄駅までの公共交通機関等を利用した経費を支払うことを原則とする。

④ その他は、認定事務局長が決めるものとする。

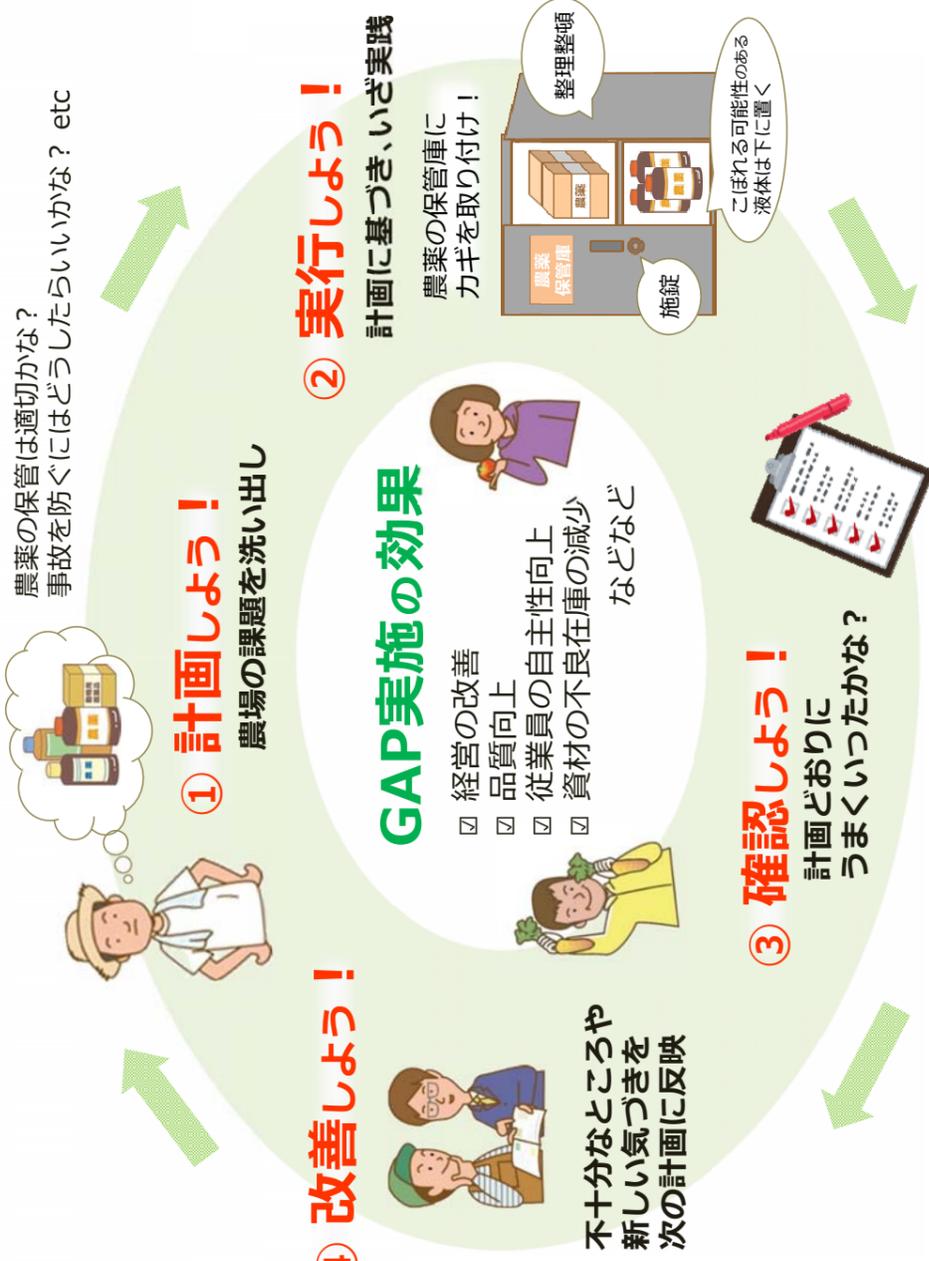
## Good Agricultural Practice つまり、より良い農業生産に取り組むこと。

国際水準GAPの実施とは、①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理の全ての項目に取り組むことをいいます。

GAPって??



## GAP実施のイメージ



## Q&A

取組内容は自分で決めていいの？

はい。取組内容はご自身で決めていただけます。農場経営を行う上での課題を見つけていただき、その改善を実行していくことで、持続可能な農業生産の実現をめざします。

決めたことが達成できたら終わり？

いいえ。設定した課題が達成できたら、次の課題に挑戦することが大切です。GAPの取組にはみなさまが常日頃行ってきたものも多々あります。これにとどまらず、改めてご自身の経営を見つめ直し、さらに新しく良い取組を取り入れ、習慣付けることが持続可能な農業生産のために大切です。

## 環境保全型農業に取り組むみなさまへ

平成30年度から  
環境保全型農業直接支払交付金の  
交付要件が変わります



生産者のみなさまがこれからもより良い農業を続けていけるように、農林水産省は、農作業の工程を見直し、経営の改善などにつなげる「GAPの実施」を進めています。環境保全型農業直接支払交付金では、環境保全の取組だけではなく、消費者が重視する食品安全や、生産者自らの身を守るための労働安全などにも取り組む「国際水準GAPの実施」を30年度から新たな交付要件とします。

平成29年度まで

エコファーマー認定  
+  
農業環境規範に基づく自己点検

平成30年度から

国際水準GAPに取り組むこと

※ 以下の取組を行っていただきます。  
GAP認証の取得を求めものではありません。

## 取り組んでいただく内容

ステップ

### 1 国際水準GAPに関する指導・研修を受けてください

- GAP指導者による指導
- 民間団体が主催する研修
- 地方公共団体が主催する研修
- オンライン研修※ など

※ 平成30年6月頃までにオープン予定



指導・研修の内容は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理、これら5つの項目を含んでいることが必要です。受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます

農林水産省提供の  
無料オンライン  
研修もあります



ステップ

### 2 GAPを実施してください

- 1 の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、GAPの取組を実施します。

ステップ

### 3 「GAP理解度・実施内容確認書」を提出してください

- 1 の指導・研修で学んだ内容に基づいて、ご自身にとって必要な取組、課題を考えます。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「課題の理解」の欄に記入します。

- ご自身が必要だと考えた取組を実施してください。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「実施内容」の欄に記入してください。

- 関連書類をご自身で保管してください。

GAPの取組を行ったことを証明する書類（例：は場台帳、栽培計画、農薬の使用計画、農薬・肥料等の在庫台帳、出荷記録台帳など）を保管してください。提出を求められています。

課題の理解	実施内容
1. 農薬の保管方法の改善（2つ以上）	取組んだこと
2. 農具の整理整頓（2つ以上）	取組んだこと
3. 労働安全対策の実施（2つ以上）	取組んだこと
4. 人権保護の取組の実施（2つ以上）	取組んだこと
5. 農場経営の改善の実施（2つ以上）	取組んだこと

拡大版は 中面 をご覧ください

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県  
または農林水産省生産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

3

**課題の理解**

指導または研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。

1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）

[ ] ↑ [ ]

2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）

[ ] ↑ [ ]

3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）

[ ] ↑ [ ]

4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上）  
※ 従業員を雇用している場合、記載すること

[ ] ↑ [ ]

5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）

[ ] ↑ [ ]

**実施内容**

左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。

取り組んだこと

[ ]

30年度は記入を必須としません

**⚠ 民間団体による第三者認証を取得している場合などは認証書等の提出をもって、「指導・研修」や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略できます。**

①	民間団体による <b>第三者認証を取得している</b> 場合 → すでにGAPに関する知識を有し、実施しているため、要件を満たしています。認証書の提出が必要です。
②	民間団体による <b>第三者認証の取得準備中</b> の場合 → GAPに関する知識を習得中であり、実施に移行していると考えられるので、要件を満たしています。認証取得準備中であることがわかる書類の提出が必要です。
③	<b>【H30,31限り】</b> 国が定める <b>GAP共通基盤ガイドラインに準拠した都道府県GAPの取組の確認を受けている</b> 場合 → 都道府県GAPの取組の確認を受けたことを証明する書類の提出と合わせて、人権保護、農場経営管理の項目に関する指導・研修（パンフレットによる学習等を含む）の受講及び該当部分の「GAP理解度・実施内容確認書」の提出が必要です。ただし、都道府県GAPが食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の全項目を満たす場合には、指導・研修の受講及び「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略することができます。